

静岡県告示第292号

情報システム開発等の業務の委託に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成11年静岡県告示第644号）の一部を次のように改正する。

令和2年4月3日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>第1 競争入札に参加できる者</p> <p>情報システム開発等の業務の委託に係る競争入札に参加することができる者は、競争入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、<u>情報システム開発等の業務競争入札参加資格者名簿</u>に登録された者とする。</p> <p>第4 資格審査の申請</p> <p>1 資格審査を受けようとする者は、別に定める<u>情報システム開発等の業務競争入札参加資格審査申請書</u>（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 法人にあつては<u>登記簿謄本及び印鑑証明書</u>、個人にあつては<u>身分証明書及び印鑑証明書</u></p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>2 <u>申請書の提出期間は、定期の資格審査にあつては資格審査を実施する年度の7月1日から7月15日までとする。</u></p> <p><u>この場合において、7月15日が静岡県の休日</u>を定める条例（平成元年静岡県条例第8号）<u>第1条第1項各号に掲げる日に当たるときは、その翌日をもって申請の期限とする。</u></p> <p><u>この時期に申請できない場合には、別途追加の申請を受け付けるものとする。</u></p> <p>第5 資格審査の結果の通知</p>	<p>第1 競争入札に参加できる者</p> <p>情報システム開発等の業務の委託に係る競争入札に参加することができる者は、競争入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、<u>情報システム開発等の業務の委託に係る競争入札参加資格者名簿</u>（以下「資格者名簿」という。）に登録された者とする。</p> <p>第4 資格審査の申請</p> <p>1 資格審査を受けようとする者は、別に定める<u>情報システム開発等の業務の委託に係る競争入札参加資格審査申請書</u>（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 法人にあつては<u>登記事項証明書及び印鑑証明書</u>、個人にあつては<u>身分証明書及び印鑑登録証明書</u></p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>2 <u>資格審査の時期、方法その他必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>第5 資格審査の結果の通知</p>

知事は、資格審査の結果を競争入札参加資格審査結果通知書により、当該申請者に通知するものとする。

第6 資格の有効期間

競争入札の参加資格の有効期間は、定期の資格審査にあつては、当該資格を決定した年の9月1日から次の定期の資格審査が行われる年の8月31日までとし、随時の資格審査にあつては、資格を決定した日から次の定期の資格審査が行われる年の8月31日までとする。

第9 (略)

1 知事は、資格審査の結果を情報システム開発等の業務の委託に係る競争入札参加資格審査結果通知書により、当該申請者に通知するものとする。

2 第5の1の規定による通知は、資格者名簿を閲覧に供することによりこれに代えることができる。

第6 資格の有効期間

競争入札の参加資格の有効期間は、別に定める。

第9 (略)

第10 電子情報処理組織による手続の特例

知事は、この告示に定める手続については、静岡県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年条例第65号）の例により、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、改正前の告示の規定により通知を受けた資格の有効期間については、なお従前の例による。